

ただいま提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第 55 号は、一般会計の補正予算でございます。年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 4 億 9, 606 万 4 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入でございますが、県税は、個人県民税が 30 億 1, 760 万円、地方消費税が 42 億 9, 180 万円の増額となるなど、総額で 92 億 4, 040 万円の増額となっております。

また、地方交付税は、国の決定状況等を踏まえ、115 億 920 万 9 千円の増額を行いますほか、国庫支出金や県債につきましては、事業費の変動などを踏まえた減額など、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、国スポ・障スポ大会の成果や趣旨を今後のスポーツ振興のレガシーとして活かしていくための基金積立を行うほか、県立高等専門学校施設などの整備事業経費、また、先般の大雪に係る道路除雪の経費などを追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金をはじめ、職員給与等の一般行政経費などにつきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

また、これらの歳入、歳出の調整を図った上で、将来に向けた対応として、財政調整基金や県債管理基金などの基金残高を一定確保することにより、後年度の財源不足への対応や、事業の安定的な実施に向けて備えますとともに、県債発行を抑制することにより、将来世代の負担軽減を図ってまいります。

議第 56 号から議第 71 号までは、特別会計および企業会計につきまして、執行状況等を踏まえた所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 72 号は、県内の公立の高等学校等において、国の支援を受けながら
高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するため、「滋賀県
高等学校等教育改革促進基金」を新たに設置しようとするものでございま
す。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 73 号から議第 75 号までは、県の行う建設事業等に要する経費につ
いて、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。